八王子市障害者移動支援事業実施要綱

平成18年10月1日施行

- 改正 平成19年10月1日
- 改正 平成20年7月1日
- 改正 平成21年4月1日
- 改正 平成25年4月1日
- 改正 平成26年4月1日
- 改正 平成31年3月1日
- 改正 令和元年(2019年)7月1日
- 改正 令和3年(2021年)4月1日
- 改正 令和6年(2024年)4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第8号に規定する移動支援事業(以下「移動支援事業」という)を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 移動支援事業の実施主体は八王子市とする。

(対象者)

第3条 移動支援事業の利用対象者は、市内に住所を有する満15歳以上の者又は満15歳未満の者については学齢以上の障害児等(以下「障害児等」という。)のうち、次の各号のいずれかに該当するものであって、屋外での移動に困難があり、外出時の支援を真に必要とするものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づく視覚障害 を事由とした身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年民児精発第58号)に基づく愛の手帳の交付を 受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含む。)
- (4) 第4条第2項の用途で利用する児童・生徒であって身体障害者福祉法(昭和24年 法律第283号)第15条に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及び障害者の 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10 号)第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病にり患している者
- (5) 前各号に掲げる者のほか市長が特に必要と認める者

- 2 前項の規定にかかわらず、法第5条第17項に規定する共同生活援助の支給決定を受けている者であって、市外に住所を有するものについては、これを市内に住所を有しているものとみなして、前項の規定を適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、利用対象者としない。
- (1) 法第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護、同条第6項に規定する療養介護、同条第9号に規定する重度 障害者等包括支援及び同条第10号に規定する施設入所支援の支給決定を受けている者並び に八王子市重度脳性麻痺者介護事業運営要綱(昭和55年3月30日決裁)に基づき決定した 派遣対象者
 - (2) 市長が前号に掲げるサービスと同等の給付を受けていると認める者
 - (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が移動支援事業の利用を不適当と認めるもの

(移動支援事業の内容)

第4条 移動支援事業は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時における移動の支援とし、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限るものとする。ただし、次の各号に掲げる外出については、利用することが出来ない。

- (1) 通勤、通学、定期的な通院等の通年かつ長期にわたる外出
- (2) 営業等の経済活動に係る外出
- (3) 社会通念上適当でない外出
- 2 前項の規定にかかわらず、児童・生徒等の通学時の移動に係る外出について、支援対象児童・生徒等の送迎を行う保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給時間数の範囲内においてサービスの利用を認めるものとする。
- (1) 入院をしているとき
- (2) 緊急に通院する必要が生じたとき
- (3) 支援対象児童・生徒以外の監護する子が病気等になり、付添いが必要なとき
- (4) 冠婚葬祭に参加するとき
- (5) その他市長が特に必要と認める状況になったとき
- 3 移動支援事業は、複数の障害者への同時支援(以下「グループ支援」という。)ができるものとする。ただし、介助者1名につき利用者2名までとする。
- 4 知的障害者等に対する支援において、多動等により二人介助が必要な場合は、支給時間数の範囲内において二人介助を利用できるものとする。

(利用上限時間数)

第5条 移動支援事業の利用上限時間数は次の各号に掲げる利用者の区分に応じ当該各号に定める時間とする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

- (1)満15歳以上の者 月30時間
- (2) 障害児等 月12時間

2 <u>障害児等</u>が在学中に満 15 歳に達した場合は、その者が満 15 歳に到達した日の属する 月の初日から前項第1号に規定する時間数を適用する。

(利用登録の申請)

第6条 移動支援事業を利用しようとする者(満18歳未満の場合はその保護者)は、八王 子市障害者地域生活支援事業等利用申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて市長に提 出し、あらかじめ移動支援事業の利用登録(以下「利用登録」という。)を受けなければ ならない。

(利用登録の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、利用登録をすることを決定したときは、地域生活支援事業等サービス利用決定通知書(第2号様式)により通知し、地域生活支援事業等受給者証(第3号様式)を交付するものとする。この場合において、市長は、別表第1により利用者負担割合を決定するものとする。

2 市長は前条の規定による申請を却下した場合は、移動支援事業却下決定通知書(第4 号様式)により通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 前条第1項の規定により利用登録の決定を受けた者(以下「利用登録者」という。) は、氏名その他の事項に申請内容に変更があった場合は、申請内容変更届出書(第5号様式)により、市長に届け出なければならない。

(受給者証の再交付)

第9条 市長は、受給者証を破り、汚し、又は失った利用登録者から、受給者証再交付申請書(第6号様式)の提出があったときは、受給者証を再交付するものとする。

(サービス提供事業者の協定等)

第10条 市長は、移動支援事業を適切に提供すると認められる事業者(以下「サービス提供事業者」という。)と八王子市障害者移動支援事業協定書(第7号様式)により協定を締結し、移動支援事業を実施するものとする。

2 移動支援事業の実施に係る報酬は、別表2に定めるところによる。

(利用方法)

- 第11条 利用登録者は、移動支援事業を利用するときにはサービス提供事業者に対して受給者証を提示しなければならない。
- 2 利用登録者は、移動支援事業を利用したときは、サービス提供事業者に対し、前条第 2項に定める報酬を基準として算出した額に第7条第1項後段の規定による利用者負担 割合を乗じた額(以下「利用者負担額」という。)を支払うものとする。

(請求)

第12条 サービス提供事業者は、移動支援事業を提供した月(以下「提供月」という。)の翌月10日までに、提供月の提供実績を集計し、八王子市障害者移動支援事業サービス提供実績記録票兼明細書(第8号様式)及び八王子市障害者移動支援事業給付費請求書(第9号様式)により、移動支援事業の実施に係る報酬から前条第2項の利用者負担額を控除した額を市長に請求するものとする。

(その他)

第13条 視覚障害者が移動支援事業を利用する場合は、原則として盲人安全つえを使用するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 平成18年10月1日附則第2条のうち第9条第1項は第10条第2項とする。

附則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附目

1 この要綱は、平成31年3月1日から施行し、平成30年9月1日適用とする。

附則

1 この要綱は、令和元年(2019年)7月1日から施行する。

附即

1 この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。

別表第1

区分	市町村民税の課税状況	利用者負担割合
1	市町村民税世帯非課税者又は被保護者等	0 %
2	利用登録者及び当該利用登録者と同一の世帯に属する者(利用登録者が18歳以上の場合にあっては、その配偶者に限る。)について、利用登録の決定のあった月の属する年度(利用登録の決定のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税の所得割の額を合算した額が16万円未満(当該心身障害者が18歳未満の場合にあっては、28万円未満)であるもの	3 %
3	上記以外の者	10%

備考

- 1 市町村民税世帯非課税者又は被保護者等とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第4号中「支給決定障害者等」とあるのを「利用登録者」と、「支給決定障害者等(法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者(20歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(20歳未満の者に限る。)を除く。以下「特定支給決定障害者」という。)」とあるのを「利用登録者が18歳以上の場合」と、「指定障害福祉サービス等」とあるのを「利用登録の決定」と読み替えたときに、同号に掲げる区分に該当する者をいう。
- 2 所得割の額とあるのは、政令第17条第2号イに規定する所得割の額をいう。
- 3 前項の所得割の額を算定する場合には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第26条の3を準用する。この場合において、これらの規定中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「利用登録者又は当該利用登録者と同一の世帯に属する者(利用登録者が18歳以上の場合にあっては、その配偶者に限る。)」と読み替えるものとする。

別表第2

	対象者	30分当たりの額(全日)
	視覚障害者	800円
個人支援	知的障害者 精神障害者	1,000円
	補装具として 車いすの支給を受けた者	1,500円
	視覚障害者	利用者1名につき、600円
グループ支援	知的障害者 精神障害者	利用者1名につき、750円